

別表（第9条関係）

仕業点検基準

点 検 箇 所	点 検 内 容
1 かじ取りハンドル	1 著しい遊び又はたががないこと。
2 ブレーキ	2 異常に振れたり，取られたり又重かったりしないこと。
3 タイヤ	1 ペダルの踏みしろが適当で，ブレーキのききが十分であること。
4 シャシばね	2 レバーの引きしろが適当で，かつブレーキのききが十分であること。
5 原動機	空気圧が適当で，かつ異常な摩耗及び損傷がないこと。
6 燈火装置	シャシばねに折損がないこと。
7 警音器，方向指示器及び窓ふき器	排気の色が不良でないこと。
8 後写鏡及び反射鏡	点滅が不良でないこと。
9 反射器及び自動車登録番号標又は車両番号標	作用が不良でないこと。
10 計器	写影が不良でないこと。
11 エア・タンク	汚れ及び損傷がないこと。
12 前日の運行において異常が認められた箇所	作用が不良でないこと。
	1 エア・タンクに凝水がないこと。
	2 空気圧が適当であること。
	当該箇所に異常がないこと。

定期点検基準

点 検 箇 所	点 検 内 容
1 操縦装置	かじ取りハンドル かじ取り連動部 かじ取りホーク
2 制動装置	ブレーキペダル及ブレーキレバー ブレーキホース ブレーキロット連動部 空気タンク及圧力計
3 走行装置	車輪
4 緩衝承知	シャシばね
5 その他装置	前照灯，尾灯，制動灯，車幅灯 警音器，方向器，窓ふき器，後写鏡 速度計